

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年5月8日27県住第565号及び平成27年5月25日27県住第780号で行った公文書部分開示決定（以下前者を「本件決定1」、後者を「本件決定2」という。）について、次のとおり判断する。

(1) 本件決定1について

本件決定1は、妥当である。

(2) 本件決定2について

実施機関が福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして非開示とした本件公文書4に係る情報のうち、当審査会が後述の6の(5)のイの(エ)で「非開示は妥当でない」と判断した部分は、開示すべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書等の開示決定状況

(1) 異議申立てに係る対象公文書

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、実施機関が任命した県営〇〇住宅の管理人に関する次の文書である。

ア 特定の県営〇〇住宅管理人が任命された際に作成された全県営住宅管理人に係る「県営住宅管理人の任免について」（平成19年度分、平成22年度分及び平成26年度分）（以下「本件公文書1」という。）

イ 特定の県営〇〇住宅管理人が記載された管理人手当支払一覧表（平成21年度分から平成26年度分まで）（以下「本件公文書2」という。）

ウ 県営〇〇住宅の管理人名簿（平成26年度分及び平成27年度分）（以下「本件公文書3」という。）

エ 県営〇〇住宅の全ての管理人が任命された際に作成された全県営住宅管理人に係る「県営住宅管理人の決定について」（昭和56年度分及び昭和58年度分）、「県営住宅管理人の任命について」（昭和59年度分及び平成元年度分）及び「県営住宅管理人の任免について」（平成19年度分、平成22年度分及び平成26年度分）（以下「本件公文書4」という。）

(2) 開示決定状況

実施機関は、条例第11条第1項の規定により、本件公文書1及び本件公文書2については、別表の本件公文書1及び本件公文書2の項非開示部分の欄に掲げる情報に

ついて、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定1を、本件公文書3及び本件公文書4については、別表の本件公文書3及び本件公文書4の項非開示部分の欄に掲げる情報について、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定2を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定1及び本件決定2の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての経過

- ア 異議申立人は、平成27年4月23日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件公文書1から本件公文書4までの開示請求を行った。
- イ 実施機関は、平成27年5月8日付けで、条例第12条第2項の規定により、本件公文書3及び本件公文書4の量が多いことを理由に、開示決定の期間を同月25日まで延長する旨の決定を行い、異議申立人に通知した。
- ウ 実施機関は、平成27年5月8日付けで、本件決定1を、同月25日付けで、本件決定2を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- エ 異議申立人は、平成27年6月19日付けで、本件決定1及び本件決定2を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

平成19年5月31日に、県営〇〇住宅の自治委員が〇〇〇を管理人として推薦する推薦状を提出しているが、氏名を隠ぺいしている。公務員に準ずる公僕である当該自治委員の氏名の全面開示を求める。

なお、前任者である〇〇〇〇の氏名は開示されている。

(2) 本件決定2について

〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇の県営〇〇住宅管理人の任命及び辞任の時期並びに推薦者の氏名が不明であるため、全面開示を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定1及び本件決定2を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

本件公文書1及び本件公文書2に記載された情報のうち、別表の本件公文書1及び

本件公文書 2 の項非開示部分の欄に掲げる情報については、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため非開示とした。

なお、本件公文書 2 には、県営〇〇住宅を退去した県営住宅管理人の住所も記載されているが、県営〇〇住宅の住所が公開されていることを理由に、入居中の県営住宅管理人の住所を一部でも開示すると、全て非開示としている退去した県営住宅管理人のものと比較して、当該退去した県営住宅管理人が退去したという事実が明らかになるため、全て非開示とした。

(2) 本件決定 2 について

本件公文書 3 及び本件公文書 4 に記載された情報のうち、別表の本件公文書 3 及び本件公文書 4 の項非開示部分の欄に掲げる情報については、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、非開示とした。

6 審査会の判断

(1) 県営住宅管理人について

県営住宅とは、県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅等をいい、福岡県において 2 1 8 の団地を整備している。

県営住宅管理人は、福岡県営住宅条例施行規則（平成 9 年福岡県規則第 7 9 号。以下「規則」という。）第 3 8 条及び福岡県営住宅管理人設置要綱（平成 1 0 年 4 月 3 日決裁。以下「要綱」という。）第 3 条の規定により、県営住宅入居者であって、住宅管理を行う能力を有すること等の要件を満たす者のうちから、知事が任命する。

県営住宅管理人の職務は、①住宅施設の状況の把握、②施設の異常箇所等の報告、③入居者の異動の把握、④退去者からの連絡中継ぎ及び退去立会、⑤共用施設の鍵の管理とされている（要綱第 7 条）。

知事は、県営住宅管理人に対し、当該職務に対する報酬として、県営住宅管理人が管理する戸数 1 戸につき月額 8 5 円を支給している（要綱第 9 条）。

なお、改正前の福岡県営住宅管理条例施行規則（昭和 4 2 年福岡県規則第 1 1 号。以下「旧規則」という。）における県営住宅管理人に係る規定は、規則とほぼ同様の規定となっていた。

このように、県営住宅管理人は、知事により任命され、県の事務（県営住宅等の管理）を職務として行い、その対価として報酬を支給されていることから、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職（非常勤）の地方公務員の身分を有している。

(2) 県営住宅管理人の任命について

県営住宅管理人は、任期の定めがなく、前任者の辞任又は退去のほか、県営住宅が

建て替えられた場合等、新たに県営住宅管理人を任命する必要が生じた場合に任命される。

県営住宅管理人に任命される者は、要綱第3条第1項第3号の規定により、県営住宅管理人就任承諾書を提出しなければならない。

なお、旧規則においては、第32条第1項の規定により、保証人の連署する誓約書の提出を求めている。

(3) 推薦者について

県営住宅管理人を任命するに当たって、推薦者は必ずしも必要とされていないが、複数の者から選考する場合にあっては、要綱第3条第2項の規定により、県営住宅管理人推薦状により推薦された者を優先して選考することとされている。

推薦者の資格については、特段の定めはなく、何人であっても推薦者となることができる。

なお、旧規則においては、県営住宅管理人の資格を規定した第31条第2号の「身元が確実な者」を証するために任意様式による推薦状の提出を求めている。

(4) 本件公文書の性格及び内容について

ア 本件公文書1について

本件公文書1は、特定の県営〇〇住宅管理人が県営〇〇住宅管理人として任命された際に実施機関が作成した、平成19年度分、平成22年度分及び平成26年度分の全県営住宅管理人に係る任命伺いである。

本件公文書1には、辞令案、住宅管理人任命名簿、県営住宅管理人就任承諾書、県営住宅管理人推薦状、辞任願い、家賃等滞納状況照会等が添付されており、管理人（氏）名、前任者氏名、推薦者氏名、住所、滞納に関する情報等が記載されている。

イ 本件公文書2について

本件公文書2は、要綱第9条の規定により、県営住宅管理人に対して報酬を支給する際に実施機関が作成した、特定の県営〇〇住宅管理人が記載された平成21年度分から平成26年度分までの管理人手当支払一覧表である。

本件公文書2には、団地コード、管理人DBソートキー部、管理人氏名、任命年月日、解任年月日、管理戸数、手当額、税額、支払額、管理人住所等が記載されている。

ウ 本件公文書3について

本件公文書3は、実施機関が作成した県営〇〇住宅の平成26年度分及び平成27年度分の管理人名簿である。

本件公文書3には、管理人の居住団地及び居室番号を示す住宅コード、管理人名、県営住宅への入居日、任命日、構造、受持戸数、入居戸数、空家戸数、福岡県営

住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第29条第2項に規定する高額所得者該当の有無、同条例第41条第1項第2号に規定する滞納該当の有無、当該管理人の自宅電話番号及び勤務先電話番号等が記載されている。

エ 本件公文書4について

本件公文書4は、県営〇〇住宅の全ての管理人が任命された際に実施機関が作成した、昭和56年度分、昭和58年度分、昭和59年度分、平成元年度分、平成19年度分、平成22年度分及び平成26年度分の県営住宅管理人に係る任命伺いである。

本件公文書4には、住宅管理人任命名簿、管理名簿、県営住宅管理人誓約書、推薦状、履歴書、県営住宅入居申込書、請書、理由書、土木事務所長名の推薦状等が添付されており、管理人（氏）名、推薦者氏名、連帯保証人氏名、住所、勤務先、管理する県営住宅の種別等が記載されている。

(5) 条例第7条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

(ア) 条例第7条第1項第1号本文は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報が記録されていても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

(イ) 本号ただし書ハは、「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人に関する情報でもあるが、県行政の公正さと透明性を確保する観点から、本来非開示である個人情報情報を例外的に開示すべきとしたものである。

「職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうものである。

(ウ) 本号ただし書イは、「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人情報に該当する場合であっても、あえて非開示にして保護する必要性に乏しく、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。

公にされている情報とは、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である必要はない。また、公にすることが予定されている情報とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めが

あれば何人にも提供することを予定しているものも含む。)の下に管理されている情報をいう。

イ 該当性の判断

(7) 本件公文書1について

- a 本件公文書1に記載された別表の本件公文書1の項個人に関する情報の欄に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

これらの情報のうち、別表の本件公文書1の項開示部分の欄に掲げる情報は、前述の6の(1)のとおり、特別職(非常勤)の地方公務員の身分を有している県営住宅管理人の「職務の遂行に係る情報」に含まれる氏名及び職務遂行の内容であることから、本号ただし書ハに該当する。

- b 一方、別表の本件公文書1の項非開示部分の欄に掲げる情報は、地方公務員の身分を有している県営住宅管理人の情報であるが、当該個人の私生活に関する情報であって、「職務の遂行に係る情報」には含まれないことから、本号ただし書ハには該当しない。

また、本号ただし書イ、ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

- c 異議申立人は、別表の本件公文書1の項件名の欄「キ 県営住宅管理人推薦状」に記載された推薦者氏名について、実施機関が、県営住宅管理人の前任者による推薦の場合に当該前任者の氏名を開示していることから、同様に自治委員の氏名を開示するよう主張している。

しかしながら、自治委員は、市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された任意団体である自治会の構成員であり、地方公務員の身分を有していない。

また、前述の6の(3)のとおり、何人であっても県営住宅管理人の推薦者となることができることから判断すると、推薦者が地方公務員の身分を有している場合であっても、推薦者氏名は「職務の遂行に係る情報」には含まれないことから、本号ただし書ハには該当しない。また、本号ただし書イ、ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本来であれば、実施機関は、何人が推薦者であっても当該氏名を非開示とすべきであったといわざるを得ない。

(イ) 本件公文書2について

- a 本件公文書2に記載された別表の本件公文書2の項個人に関する情報の欄に掲げる情報は、その全てが一まとまりの個人情報構成している。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもので

あることから、本号本文に該当する。

これらの情報のうち、別表の本件公文書2の項開示部分の欄に掲げる情報は、前述の6の(1)のとおり、特別職（非常勤）の地方公務員の身分を有している県営住宅管理人の「職務の遂行に係る情報」に含まれる氏名及び職務遂行の内容であることから、本号ただし書ハに該当する。

- b 一方、別表の本件公文書2の項非開示部分の欄に掲げる県営住宅管理人の住所については、地方公務員の身分を有している県営住宅管理人の情報であるが、当該個人の私生活に関する情報であって、「職務の遂行に係る情報」には含まれないことから、本号ただし書ハには該当しない。
- c また、当該住所については、当該県営住宅に居住する住民の一部には知り得る情報であるが、そのことをもって現に公衆が知り得る状態であるとまではいえないため、本号ただし書イには該当しない。さらに、本号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

(ウ) 本件公文書3について

- a 本件公文書3に記載された別表の本件公文書3の項個人に関する情報の欄に掲げる情報は、その全てが一まとまりの個人情報構成している。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

これらの情報のうち、別表の本件公文書3の項開示部分の欄に掲げる情報は、前述の6の(1)のとおり、特別職（非常勤）の地方公務員の身分を有している県営住宅管理人の「職務の遂行に係る情報」に含まれる氏名及び職務遂行の内容であることから、本号ただし書ハに該当する。

- b 一方、別表の本件公文書3の項非開示部分の欄に掲げる情報は、地方公務員の身分を有している県営住宅管理人の情報であるが、当該個人の私生活に関する情報であって、「職務の遂行に係る情報」には含まれないことから、本号ただし書ハには該当しない。
- c また、別表の本件公文書3の項非開示部分の欄に掲げる情報のうち、住宅コード及び自宅TELについては、当該県営住宅に居住する住民の一部には知り得る情報であるが、そのことをもって現に公衆が知り得る状態であるとまではいえないため、本号ただし書イには該当しない。さらに、本号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

(イ) 本件公文書4について

- a 本件公文書4に記載された別表の本件公文書4の項個人に関する情報の欄に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

これらの情報のうち、別表の本件公文書4の項開示部分の欄に掲げる情報は、前述の6の(1)のとおり、特別職（非常勤）の地方公務員の身分を有している県営住宅管理人の「職務の遂行に係る情報」に含まれる氏名及び職務遂行の内容であることから、本号ただし書ハに該当する。

- b 実施機関は、別表の本件公文書4の項件名の欄「①県営住宅管理人の決定について（昭和56年度分及び昭和58年度分）」及び「②県営住宅管理人の任命について（昭和59年度分）」に係る「ウ 住宅管理人任命名簿」及び「オ 県営住宅管理人誓約書」に記載された情報のうち、県営住宅管理人が管理する県営住宅の種別については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるとして非開示としている。

実施機関は、平成8年の公営住宅法（昭和26年法律第193号）改正前においては、同法の定めるところにより、県営住宅を第1種県営住宅と第2種県営住宅とに区分し、第2種県営住宅をより低額所得者向けの住宅としていた。

県営住宅管理人は当該管理人が管理する県営住宅の一室に居住しているのが通常であるから、県営住宅管理人が管理する県営住宅の種別を開示すると、平成8年の改正前の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条の2で定められた県営住宅の入居収入基準から県営住宅管理人個人の収入が推測できる。

- c しかしながら、県営住宅管理人の管理する県営住宅の種別が第1種県営住宅及び第2種県営住宅の両方にわたる場合は、県営住宅管理人がどちらの種別の県営住宅に居住しているか分からないため、収入は推測できない。したがって、この場合における県営住宅の種別は、個人に関する情報であるとはいえず、「職務の遂行に係る情報」に含まれる職務遂行の内容であることから、本号ただし書ハに該当する。

- d 別表の本件公文書4の項非開示部分の欄に掲げる県営住宅の種別以外の情報は、地方公務員の身分を有している県営住宅管理人の情報であるが、当該個人の私生活に関する情報であって、「職務の遂行に係る情報」には含まれないことから、本号ただし書ハには該当しない。また、本号ただし書イ、ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が本号に該当するとして非開示とした県営住宅の種別については、県営住宅管理人が管理する県営住宅の種別が第1種県営住宅及び第2種県営住宅の両方にわたる場合においては本号本文に該当せず、非開示は妥当でない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

	件名	実施機関の判断 個人に関する情報	
		開示部分 (条例第7条第1項第1号 ただし書ハ該当)	非開示部分 (条例第7条第1項第1号本文該当)
		本件 公文書1	県営住宅管理人の任免について（平成19年度分、平成22年度分及び平成26年度分）
	ア 起案用紙	-	-
	イ 県営住宅管理人の任命について（通知）	-	-
	ウ 辞令案	管理人氏名	居室番号
	エ 県営住宅関係文書について	-	-
	オ 住宅管理人任命名簿	団地名、団地コード、受持区分、補助CD、受持管理CD、管理人識別枝番、固有NO、管理人名、任命日、辞任日、構造、受持戸数	住宅番号、順位
	カ 県営住宅管理人就任承諾書	団地名、管理人氏名、管理対象施設	居室番号、管理人印影、電話番号
	キ 県営住宅管理人推薦状	推薦者氏名（推薦者が前任者である場合）、管理人氏名、団地名、管理対象施設	推薦者住所、推薦者氏名（推薦者が前任者である場合を除く。）、推薦者電話番号、推薦者印影、居室番号、管理人電話番号
	ク 辞任願い	辞任日、団地名、前任者氏名	居室番号、前任者印影
	ケ 福岡県営住宅管理人設置要領	-	-
	コ 家賃等滞納状況照会	名義人（管理人氏名）、団地名、地区名	住宅コード、年月分、正当家賃、正当割賃、収入家賃、収入割賃、滞納家賃、滞納割賃、滞納合計、備考、滞納月数、家賃、割賃、計、滞納の有無
本件 公文書2	特定の県営住宅管理人を含む県営住宅の管理人手当支払一覧表（平成21年度分～平成26年度分）	団地コード、管理人DBソートキー部、管理人氏名、任命年月日、解任年月日、受区、管理戸数、手当、税額、支払額	管理人住所
本件 公文書3	県営〇〇住宅の管理人名簿（平成26年度分及び平成27年度分）	地区名、団地名、受持区分、補助、管理、枝番、管理人名、固有NO、任命日、構造、受持戸数、入居戸数、空家戸数、表彰区分、表彰年度	住宅コード、入居日、高額（所得者該当の有無）、滞納（の有無）、自宅TEL、勤務先TEL
本件 公文書4	①県営住宅管理人の決定について（昭和56年度分及び昭和58年度分） ②県営住宅管理人の任命について（昭和59年度分）		
	ア 起案用紙	-	-
	イ 辞令案	-	-
	ウ 住宅管理人任命名簿	Code、団地名、管理戸数、任命年月日、管理人氏名	住宅番号、年齢、勤務先、管理する県営住宅の種別
	エ 住宅管理人の任命、解任について（通知）（①） 住宅管理人の任命について（通知）（②）	-	-
	オ 県営住宅管理人誓約書	管理団地名、管理戸数、管理人氏名	居室番号、県営住宅入居前の管理人住所、管理人印影、連帯保証人本籍地、連帯保証人現住所、連帯保証人勤務先、連帯保証人氏名、入居日、管理する県営住宅の種別
	カ 推薦状	管理人氏名	推薦文、推薦者氏名、推薦者住所、推薦者勤務先、推薦者印影
	キ 履歴書	管理人氏名	左記を除く本人記入欄の全て
	ク 県営住宅入居申込書	-	本人記入欄の全て
	ケ 請書	土木事務所コード、団地コード、管理人コード	左記を除く本人記入欄
	コ 理由書	管理人氏名	年齢、居室番号
	サ 土木事務所長名の推薦状	団地名、前任者氏名、管理人氏名	収入区分、前任者の居住状況、管理人生年月日、年齢、管理人勤務先、入居指定日
	③県営住宅管理人の任命について（平成元年度分）		
	ア 起案用紙	-	-
	イ 住宅管理人の任命について（通知）	団地名、管理人氏名	居室番号
	ウ 管理名簿	団地コード、管理人コード、氏名、管理戸数、管理人任命日	住宅コード、自宅TEL、勤務TEL、入居日、明け渡、備考のうち滞納の有無が分かる部分
	エ 福岡県営住宅管理人事務取扱要領	-	-
	オ 県営住宅管理人誓約書	管理団地名、管理戸数、管理人氏名	居室番号、県営住宅入居前の管理人住所、管理人印影、連帯保証人本籍地、連帯保証人住所、連帯保証人勤務先、連帯保証人氏名
	カ 推薦状	管理人氏名	推薦文、推薦者氏名、推薦者住所、推薦者勤務先、推薦者印影
	キ 履歴書	管理人氏名	左記を除く本人記入欄の全て
	ク 県営住宅入居申込書	-	本人記入欄の全て
	ケ 請書	土木事務所コード、団地コード、管理人コード	左記を除く本人記入欄の全て
	④県営住宅管理人の任免について（平成19年度分、平成22年度分及び平成26年度分）		本件公文書1と同じ